

U&I NEWSLETTER 番外編

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所
URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>
東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階
TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg. 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN
TEL: 03-5575-8400 FAX: 03-5575-0800

当事務所の英文契約 勉強会について

パラリーガル 山本 志織

1. はじめに

当事務所では、いままで、主に若手弁護士や専門スタッフを中心として、さまざまな所内勉強会が開催されてきました。そのなかで、私は英語パラリーガルとして、入所してから現在に至るまで、12年間以上、継続的に英文契約勉強会に参加しています。本稿では、当事務所の英文契約勉強会について紹介したいと思います。

2. 英文契約勉強会について

所内勉強会は、もともとは、当事務所のネームパートナーである糸賀先生を囲む形で開催され、とくにコロナ禍の発生前くらいまでは、糸賀先生を囲み、インドネシア語・中国語・ロシア語・ラテン語など、各種言語の勉強会や、英字新聞勉強会など、さまざまな勉強会が活発に行われていました。コロナ禍の発生以降、英文契約勉強会は、オンライン・所内会議室方式のハイブリッドの形態をとるなどして、続けてきました。現在、英文契約勉強会は、パートナー弁護士のご指導・ご助言のもと、主に若手弁護士を中心に自主的に開催され、英文スキルアップ勉強会という姉妹編の英語の勉強会と一緒に、活発に続いています。

英文契約勉強会は、従前より、一般公開された英文契約や、英文契約のサンプルを教材として使用し、勉強会参加者各自が割り当てられた英文契約条項を和訳し、勉強会当日には勉強会参加者がそれぞれ提出した和訳を皆で読み、条項の内容や翻訳について議論することによって、進められています。

勉強会の教材としては、いままで、株式売買契約、業務委託契約、ライセンス契約、コンセッション契約、合弁契約、雇用契約、秘密保持契約、研究技術開発契約、コミットメントライン契約など、さまざまな英文契約を教材として取り扱ってきました。また、定款、レター・オブ・インテント、シंगा

ポール国際仲裁センターの仲裁規則など、必ずしも契約ではない英文教材も、勉強会参加者の関心に応じて、取り扱ってきました。

勉強会では、所内に伝わる糸賀先生のお教えや、糸賀先生が長年翻訳に従事されてきた当事務所の伝統を重んじ、翻訳は、直訳を心がけ、美しくも正確な翻訳を作成することを重視しています。英文契約条項を和訳し、お互いに議論するなかで、適切な日本語に訳されているか、英文・和訳ともほかの表現は考えられないか、英文が文法的にどのような修飾関係にあるのか、なぜこのような規定方法になっているのかなど、吟味していくと、一見単純な英文契約条項でも、議論することがいくらかでも見つかります。勉強会では、条項の和訳を少しずつ読み進めながら、じっくり議論し、ゆっくり進んでいきます。このように進む勉強会では、法律英語や翻訳の勉強になるとともに、契約や法的内容に対する理解も深まります。

3. 最後に

英文契約勉強会は、法律英語や英文契約・翻訳に関する学習の場、情報交換の場であるとともに、若手弁護士や専門スタッフがお互いに分け隔てなく法律英語について楽しく会話できる人的交流の場としても機能しています。英文契約勉強会は、当事務所の英語パラリーガルとして、日々研鑽を積み、業務経験を蓄積していくなかで、自分自身にとっても大変重要な意義のある楽しい学習の場、憩いの場となっており、今後とも大切にしていきたいと考えています。

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

(<https://uryuitoga.com/form>)

以上